

# 令和7年度 「学校生活のきまり」

鈴鹿市立鈴峰中学校

～自分とまわりを大切にしながら、その時、その場でどのような言動が適切か、  
自分で考え、決めて、実行できる力をつける～

## (1) 服装・身なり

服装は、学校指定の制服または学校指定のジャージとする。体型にあったものを正しく着用する。

### ① 制服

(標準学生服の場合)

ア. 上着は、標準学生服とする。ボタンは、鈴峰中マーク入りで、前ボタンは5つ全てとめる。袖ボタンは左右2つずつ縫いつける。裏ボタンは標準のものをつける。カラーは、標準のもの(高さ4cm程度)をつける。または、襟上部に白い縁取りの制服と一体化となったものとする。

イ. カッターシャツを着用する場合は、第2ボタンまでとめる。

ウ. ズボンは、通常より低い位置まで下げて履かないようにする。

エ. ベルトの着用は、柄や装飾のない落ち着いた色(黒、紺、茶)のものにする。

(セーラー服の場合)

ア. 上着は、学校指定のセーラー服とする。

イ. スカートの丈は、学校指定のスカートとする。丈は膝が隠れるようにする(膝立ちで床に届く長さ)。

ウ. スカーフは、学校指定の白いスカーフとする。

エ. ブラウスを着用する場合は、リボンをつける。ボタンは全てとめる

(ブレザーの場合)

ア. 上着は、学校指定のブレザーをカッターシャツの上から着用する。前ボタンはすべてとめる。

イ. カッターシャツのボタンは、第2ボタンまでとめ、ネクタイまたはリボンを着用する。

ウ. スカートの丈は、学校指定のスカートとする。丈は膝が隠れるようにする(膝立ちで床に届く長さ)。

エ. ズボンは、通常より低い位置まで下げて履かないようにする。

オ. ベルトの着用は、柄や装飾のない落ち着いた色(黒、紺、茶)のものにする。

※乱れた服装ではなく、進路を見据えた服装を心がける。

### ② 名札

ア. 左胸ポケットの上部に付ける。飾りや、落書き、変形、変色などはしない。

### ③ 靴下

ア. 白、黒、紺、灰色で派手でないものを着用する。

④ 体操服

- ア. ジャージ上下・半袖シャツ・ハーフパンツは、学校指定のものを着用する。
- イ. 半袖シャツは学校指定のもの、または白色ワンポイントマークまでのTシャツとする。

⑤ 防寒具

- ア. 登下校、部活動において、学校指定ウィンドブレーカーの使用を認める。  
(教室内でひざ掛けとして上ウィンドブレーカーの使用、掃除の時間の使用、体育の授業での使用を認める)
- イ. 防寒用として、セーターやカーディガンは、白、黒、紺、灰色で派手でないものを中に着用してもよい。上着からはみ出ないようにすること。
- ウ. 手袋、マフラー、ネックウォーマーの着用を認める。(始業時間～終業時間の間は使用しない)

⑥ その他

- ア. マニキュア、ネイル、ネックレス、ブレスレット、ピアス、化粧、装飾品類は禁止する。
- イ. 肌着は、白、黒、紺、灰色で派手でないものを着用する。(上着からはみ出ない) また、タイツやレギンスの着用を認める。

(2) 頭髪・・・進路を見据えた髪型とする。ただし次の項目は禁止とする。

色 : 自分本来の色と違う色にしない。

パーマ : 禁止する。

※縮毛等で、日常生活に困難がある場合は、保護者の方から申し出てもらい協議する。

眉毛 : 不自然な形にしない。(細すぎたり、ラインを入れたりしない)

長さ : 教育活動の中で指示があった場合はくくること。

※髪留めは、装飾のないものにする。頭頂部での髪の毛の結びは禁止する。(ヘルメットが正しくかぶれるようにする)

(3) 所持品

- ア. 不要なお金は持ってこない。
- イ. 入金等があった場合は、朝の会までに直接提出する。
- ウ. 学習に必要なもの、危険なもの、貴重品などは持ってこない。
- エ. 腕時計やペンダント、ピアスなどの装身具類を身につけない。
- オ. お茶は持ってきてよい。(スポーツドリンクも可)
- カ. 自分の持ち物には、すべて名前を明記しておく。
- キ. 制汗剤や日焼け止めを使用する場合は、無臭のものを使用する。

#### (4) 靴・カバン

##### ① カバン

- ア. カバン・サブバッグ（リュック）は学校指定のものとする。
- イ. 自転車に乗るとき、かばんは安全のために、自転車の荷台にゴム紐等で縛り、サブバッグは前かごに入れる。
- ウ. カバン・サブバックにつけるキーホルダーは自他の判別をしやすいするために1個までとする。

- ② 通学靴……………保健体育の授業で安全に活動できる運動靴とする。
- ③ 上靴 ……………学校指定のものを使用する。
- ④ 体育館シューズ…学校指定のものを使用する。

#### (5) 始業・出欠連絡

- ① 登校時間…………… 8：25までに教室に入って準備をする。  
登校完了は8：30です。
- ② 下校時間……………一般の生徒は16：00が下校完了になります。部活動をしている生徒は、別に定める下校時刻を厳守しましょう。
- ③ 遅刻・早退・欠席…………… 8：15までに保護者が学校に連絡すること。

#### (6) 通学規定

- ① 登下校は交通規則をきちんと守り、決められた主要通学路を安全に通学する。
  - ア. 登下校中は、寄り道をしない。
  - イ. 人通りや民家の少ない道を通学するときは、一人での通学を避ける。
- ② 全地区とも、希望者には自転車通学を許可する。ただし、交通違反等があった場合は、自転車通学を禁止にすることもある。
- ③ 自転車で通学するときは、次のことを守る。
  - ア. 必ずヘルメットを着用する。（反射テープ付）
  - イ. 雨天時はレインコートを着用し、傘をさして乗らない。
  - ウ. カバンは、安全のために荷台にゴム紐等でくくりつける。
  - エ. 原則道路の左側を、一列で通行する。
  - オ. 二人乗りは絶対にしない。
  - カ. 日没後は必ずライトをつける。
  - キ. 交通規則をきちんと守る。（信号や交差点での一旦停止など）
- ④ 通学用の自転車は、次の規定に合ったものとする。
  - ア. 不要な飾りやステッカー等をつけない。
  - イ. 自転車は荷台が付いているもののみ認める。
  - ウ. スタンドは両側スタンドのものとする。
  - エ. 学校指定の鑑札シールを必ず所定位置に貼りつける。
  - オ. 盗難に備えて必ず防犯登録をしておく。
  - カ. 学年や学級ごとに割り当てられた自転車置き場に整頓して並べ、カギをかける。（鍵には目印を）
  - キ. 通学用の自転車を替える時は、担任の先生に申し出る。

- ⑤ 登下校時に事故にあったとき，または起こしたときは，直ちに学校へ連絡する。
- ア. 相手の連絡先を必ず聞く。
  - イ. 自動車のナンバーを記録する。

(7) その他

- ① 生徒は職員室への入室はできません。入り口で先生を呼び，用件を伝えて下さい。
- ② 他学年の棟や他のクラスの教室等へは入らない。
- ③ 放課後，用のない生徒はすぐ下校する。
- ④ 登下校中の寄り道，買い食いはしない。
- ⑤ アルバイトは原則禁止する。
- ⑥ 以下の5点は，市内統一の規定です。
  - ・カラオケ，ゲームセンター，漫画喫茶，インターネットカフェへの，生徒のみでの立ち入りは原則禁止する。
  - ・午後10時以降の外出及び外泊は原則禁止する。  
(補導対象となります。)
  - ・球技やスケートボード等の遊びは許可され，決められた場所で行う。
  - ・危険ながん具類(エアガン等)による遊びは原則禁止する。
  - ・監視人のいない海水浴場やプールでの遊泳禁止。中学生が海水浴場やプールへ行く場合は，3人以上で行く。(魚釣りも含む)